

令和 8 年度 岐阜県 予算 及び施策に関する要望書

岐 阜 県 町 村 会

要 望 事 項

【 重 点 要 望 】

1	地方創生 2.0 の推進	1
2	町村財政基盤の確立	1
3	防災・減災対策の充実強化	2
4	少子化対策とこども・子育て政策の推進	3
5	デジタル化施策の推進	4
6	東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進 及び濃飛横断自動車道の事業推進	4
7	道路網の整備推進及び維持管理財源の確保	5
8	地域交通対策の推進	6
9	教育行政の推進	7
10	地域医療の確保	8

【 一 般 要 望 】

I	地方分権改革関係	
1	地方創生の推進	8
2	町村自治の確立	9
II	町村財政対策関係	
1	町村財政基盤の確立	9
2	過疎対策事業債の充実改善	11
3	社会資本整備総合交付金の確保	11
4	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の継続及び拡充	11
5	間接補助金の交付完了日要件の見直し	12
6	岐阜県市町村支援補助金の拡充	12
III	地震防災対策関係	
1	防災・減災対策の充実強化	12
2	公共施設の耐震化等に対する補助の拡充	13
3	町村消防の充実強化	13
4	原子力災害対策の充実強化	14
IV	少子化対策関係	
1	少子化対策とこども・子育て政策の推進	14
2	小中学校における学校給食の無償化推進	15
V	福祉・医療関係	
1	医療保険制度の安定的運営	16
2	介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保	16
3	障害者保健福祉施策の推進	17
4	福祉サービスの行政区間格差の是正	18

5	感染症対策及び予防医療の推進	18
6	措置制度に対する支援等	19
7	民生委員・児童委員制度の見直し	19
8	ひきこもり地域支援センターの拡充	19
VI	教育・文化・スポーツ関係	
1	教育行政の推進	20
VII	交通・通信の整備、情報化関係	
1	デジタル化施策の推進	21
2	マイナンバーカードの利活用機会の拡充	23
VIII	道路整備関係	
1	道路網の整備推進及び維持管理財源の確保	23
IX	治水・砂防・治山関係	
1	災害から守るための河川整備の推進	24
2	新丸山ダム建設事業の促進	25
3	砂防事業の推進	25
4	治山事業の推進	25
X	生活環境施設関係	
1	水道施設の整備促進	26
2	県営水道における受水費の見直し	26
3	合併処理浄化槽設置の普及推進	27
4	下水道施設の整備促進	27
5	ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等	27
X I	農業・農村振興対策関係	
1	農業・農村対策の推進	28
2	野生鳥獣被害防止対策の推進	29
X II	森林・林業振興対策関係	
1	森林整備の推進	29
2	森林環境譲与税の配分のあり方等	30
3	清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し	30
X III	エネルギー対策関係	
1	再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する 財政的支援	30
2	環境保全対策の推進	31
X IV	その他	
1	地籍調査事業の推進	31
2	空き家対策に係る補助の拡充及び規制緩和	32
3	土地区画整理事業に関する補助要件の緩和及び県補助制度の創設	32
4	外国人観光客のレンタカー利用に対する安全対策の強化	32
5	地域活性化起業人制度の受入自治体要件の緩和	32
6	岐阜県旅券センター窓口の継続	33

【重点要望】

1 地方創生 2.0 の推進

「地方創生」が開始されてから 10 年が経過し、様々な地域活性化策や移住の促進など取組が進んだところもあるが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えることはできていない。

文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山村地域を守るためには、都市と共創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進める必要があるが、そのためには新たな地方創生による大胆な政策を実施し分散型の国づくりを強力に推進する必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。
- (2) 地方創生と少子化対策を一体的に進めることにより、人口減少問題に取り組むこと。その際、財政力の違いによってこども・子育て支援策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については国の責任と財源において実施すること。
- (3) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、更なる使途の拡充や取扱いの弾力化など、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとする。
- (4) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

また、条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な措置を講じること。

2 町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うとともに、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
 - (2) 地方一般財源総額については、骨太の方針 2024 において令和 9 年度までの 3 年間について、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する「一般財源総額実質同水準ルール」が定められたところであるが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。
 - (3) 自動車関係諸税の在り方について検討を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。
 - (4) いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、地方の減収に対して代替となる恒久財源を措置するよう責任ある議論を丁寧に進めていくこと。
 - (5) 固定資産税を国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- 併せて、税負担軽減措置等を引き続き検討し所要の見直しを行うこと。
- (6) 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、町村の財政運営に支障が生じないように、必要な安定財源を確保すること。

3 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全

国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 集中豪雨等による災害などにより甚大な被害を受けた町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。
- (2) 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づき、計画的な事業執行に有効な予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう安定的かつ十分な財源を確保すること。
- (3) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を令和 8 年度以降も延長し、恒久化すること。
- (4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を令和 8 年度以降も継続すること。

4 少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 保育の無償化にかかる 0～2 歳児クラスの所得制限の撤廃と、第 2 子以降も多子軽減によらず完全無償化とすること。
- (2) 公立の保育所等の施設整備及び設備更新に対する補助制度を創設すること。
- (3) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

5 デジタル化施策の推進

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 庁内システム情報端末の整備、庁内ネットワークの構築のほか文書管理・電子決裁の導入など町村の DX の推進に積極的な財政支援を行うこと。

また、ぎふ地域 DX 推進補助金の上限額を令和 5 年度水準まで引き上げること。

- (2) 専門人材の確保・育成のための現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

また、国等における研修を更に充実するとともに、e-ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化、DX ソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を支援すること。

- (3) 町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うとともに、移行期限を含めそれぞれの町村の状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行い、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

- (4) 情報システムの移行等に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費は、国の責任において確実に措置すること。

- (5) ガバメントクラウドの利用料は、可能な限り低額に設定すること。併せて、接続に係る経費、通信回線費等関連する経費に十分な財政支援を行うこと。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、中京圏の高速道路ネットワークの一翼を担って沿線地域のポテンシャルを飛躍的に高め、地域間の交流・連携を促進させる我が国の成長力の強化につながる極めて重要な社会基盤である。

また、近年は豪雨・台風・地震などの自然災害が相次ぎ、災害時における住民避難や

支援物資輸送ルートとして高規格道路網の果たす役割の大きさを痛感したところであり、南海トラフ地震で大規模な被害が想定される当地域においては、交通網確保は必要不可欠である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成 20 年の全線開通以降、交通量が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止のための全線 4 車線化は、豪雨災害、南海トラフ地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として周遊観光のための道路としての機能だけでなく、災害時でも人や物の流れをストップさせないもう一つのライフラインとして期待される非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、一日も早く全線完成させること。
- (2) 東海環状自動車の暫定 2 車線供用区間について 4 車線化を早期に事業化すること。
- (3) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。
- (4) 東海北陸自動車道の 4 車線化について、残された飛驒清見 IC～白川郷 IC 間の早期事業化を図ること。
- (5) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備推進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。

また、災害時の住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は認識されているところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に対応していくためにも、道路整備は緊急かつ計画的に進めることが必要である。

このほか、高度成長期以降集中的に整備された道路施設は老朽化対策が必要となるが、

地方においては、メンテナンスサイクルの予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備推進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。
- (4) 老朽化対策にあたり、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で必要な道路の予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

併せて、町村の土木技術職員の人材育成を支援すること。

8 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 生活交通ネットワークの確保及び維持
 - ① 県の市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保すること。
 - ② 地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
 - ③ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和し、補助率の拡充を図ること。
 - ④ 高齢者、免許返納者、高校生への支援に対する補助制度を創設すること。
 - ⑤ タクシー事業の営業区域について、地域の実情に応じた柔軟な制度運用に努めること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題である。

生活交通ネットワークの中核を成し、インバウンド等来訪者の観光や沿線地域の活性化・賑わいづくりにも重要な役割を担う地方鉄道が安定的に継続可能な運行が確保できるよう、不採算路線とされ沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進・存続維持のために国・県が積極的に関与し、確実な予算確保と支援の拡充を図ること。

9 教育行政の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を拡充するとともに、維持や更新のための費用も支援すること。

また、教員が指導に要する ICT 環境整備についても財政措置を行うこと。

- (2) 学習者用デジタル教科書の導入教科の拡充並びに授業支援ソフト、デジタル教科書の導入及び維持管理に係る財政措置を行うこと。

- (3) 各学校の ICT 機器を授業に活用できるよう技術的な側面からの支援に対し、財政支援を拡充すること。

- (4) 公立学校施設整備事業に対する国庫補助対象事業・負担（算定）割合を拡充するとともに、それぞれの地域の実情に応じた交付金算定を行うこと。

また、県においても学校設備の改善・更新にかかる新たな補助制度を創設すること。

- (5) 部活動の地域移行に係る地域指導者への謝金や運営経費について過度な保護者負担が生じないよう地方財政措置をすること。

また、移行後についても、補助の拡充や財政的支援をすること。

10 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 中山間地域における医師の確保・定着及び医療職の地域偏在を解消する施策を推進すること。
- (2) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和8年度以降も継続すること。
- (3) 医療サービスの乏しい地域における民間医療機関の施設整備に関する補助制度を創設すること。
- (4) 中核病院等により設置される寄附講座への補助率を見直すとともに、診療所への医師や医療従事者に対する人材育成、確保のための人件費等補助制度の整備を図ること。

【一般要望】

I 地方分権改革関係

1 地方創生の推進

「地方創生」が開始されてから10年が経過し、様々な地域活性化策や移住の促進など取組が進んだところもあるが、地方の人口減少や東京一極集中の流れを変えることはできていない。

文化・伝統の継承、食料の供給、国土保全、脱炭素社会の構築のために重要な役割を持つ農山村地域を守るためには、都市と共創しながら持続可能で住み続けられる地域づくりを進める必要があるが、そのためには新たな地方創生による大胆な政策を実施し分散型の国づくりを強力に推進する必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会保障に係る必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 特定地域づくり事業協同組合について、制度の周知や設立の相談体制を充実し、円滑に設立・運営できるよう支援すること。

2 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて国に対し強く働きかけるよう要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

- ① 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
- ② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ③ 国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

- ④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(3) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(4) 道州制は導入しないこと。

Ⅱ 町村財政対策関係

1 町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化

など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 所得税の基礎控除等の検討においては、地方財政に影響が及ばないようにすること。
- (2) 臨時財政対策債はいずれ廃止することとし、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。
- (3) 地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」を堅持すること。
- (4) 業務改革の取り組み等の成果を反映した基準財政需要額の算定について、行政コストの差は人口や地理的な条件によるところが大きいという、中山間地域では民間委託が困難な実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じないよう十分配慮すること。
- (5) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の全額復元に取り組むこと。
- (6) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村においては、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- (7) 公共施設等の除却経費に関する補助制度を創設すること。
- (8) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

- (9) ゴルフ場利用税は、現行制度を堅持すること。
- (10) 国際観光旅客税の使途を、地方の観光資源の整備に充てること。
- (11) 企業版ふるさと納税制度を恒久化し、要件緩和及び対象事業の柔軟化を図ること。
- (12) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、引き続き必要な財政措置を講ずること。
- (13) 国が市町村に対して策定・見直しを義務付ける計画のうち、専門的知識を必要とする計画の見直しに係る補助制度を創設すること。

(14)児童手当の制度拡充に伴う人件費、業務システム改修に係る委託費及び振込手数料等の経費は、国の責任において確実に措置すること。

2 過疎対策事業債の充実改善

過疎対策事業債は老朽化した道路や橋梁などのインフラ整備、公共施設の建て替えや改修などによる長寿命化等多くの予算を必要とする事業に活用され、今後も積極的な活用が見込まれる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 過疎地域のニーズを踏まえ、過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

また、住民生活の利便性を確保するために活用できるソフト事業枠を拡大すること。

(2) 過疎対策事業債における公共施設マネジメント特別分は、通常分とは合算せず別枠で配分すること。

3 社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源の確保及び補助率を嵩上げ(50%→55%)するよう国に対して強く働きかけることを要望する。

4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の継続及び拡充

歴史的な物価高騰に加え、急激な円安や米国による関税措置をはじめとする国際情勢の変化により地域経済は引き続き厳しい状況にあることから、住民生活及び民間事業者の経済活動を継続するための後押しが必要となる状況が長期化する場合には、地方単独事業等に対する財政支援が必要である。

よって、県は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を地域経済が安定するまで継続するよう国に対して強く働きかけることを要望する。

併せて、地域の実情に合わせたきめ細かな支援策を拡充するよう要望する。

5 間接補助金の交付完了日要件の見直し

間接補助金として補助を行う事業で、年度末まで事業を実施する場合に、年度末までに交付が完了しないケースがあり、現行の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっている。

よって、県は間接補助金の交付完了日要件を見直すよう国に対して強く働きかけることを要望する。

6 岐阜県市町村支援補助金の拡充

物価高騰等の影響により、町村における事業費が増加していることから、県は岐阜県市町村支援補助金の上限額及び予算額を引き上げるよう要望する。

また、「意欲的かつ先導的な」といった抽象的な採択要件を改め、明確なルールのもと市町村に寄り添う形で運用するよう要望する。

Ⅲ 地震防災対策関係

1 防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう必要額を確保すること。

- (2) ライフライン保全対策事業を継続的に実施し、予算を確実に確保すること。
- (3) 災害時における支障木伐採については、国から直接、電力会社へ補助するなど迅速かつ直接的な制度を創設すること。
- (4) 災害発生時における孤立集落への対策のため、備蓄食料・飲料水や自家発電機・ポ

ータブル電源等購入にかかる補助制度を創設するとともに、山間地域におけるヘリポートの設置について支援を行うこと。

- (5) 公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を令和9年度以降も延長し、恒久化すること。

併せて、事業の対象に合併町村の旧庁舎を加えること。

- (6) 災害の激甚化に対応できるよう、国所有の排水ポンプ車の増強を図ること。

2 公共施設の耐震化等に対する補助の拡充

自治体の公共施設は、その多くが高度経済成長期に建設されるなど老朽化が進んでいる。また、万一の災害時には、災害対応の中心的施設や避難所等としての機能を果たす必要があることから、耐震化・老朽化等の対策は不可欠である。

よって、県は災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中核的役割を担う役場庁舎の耐震化に対し財政支援を強化するよう国に対して強く働きかけることを要望する。

3 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地域の実情に応じた消防指令センターの共同運用などの消防の連携・協力、又は広域化の推進に係る支援をすること。
- (2) 消防団用資機材・装備について、不足している資機材等の新規配備はもとより、定期的な装備の更新に対する財政措置を充実強化すること。

また、消防車両や消防ポンプ等のように、整備に多額の予算を必要とする資機材の整備については別に財源措置を行うこと。

- (3) 消防団員の出勤報酬に対し、実態にあった日数に基づき交付税措置をすること。

また、公務災害補償制度への掛金等の生活基盤の保障にかかる費用についても、必要な財政措置をすること。

(4) 消防団員の確保等にかかる補助制度を拡充すること。

4 原子力災害対策の充実強化

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じるUPZ外の対策については必要な財源が措置されていない。

また、原子力発電所施設の安全審査については、新規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県内に立地の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県はUPZ外の地域の防災体制を充実・強化するため次の事項を実現するよう国に対し強く働きかけることを要望する。

- (1) 防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。
- (2) きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講じる対策について、所要の財源措置を行うこと。

IV 少子化対策関係

1 少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く

働きかけるよう要望する。

- (1) 保育士を目指す学生向けの有利な奨学金制度等の創設や保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取り組みを強化すること。
- (2) 県は、各圏域に「保育士・保育所支援センター」を設置し、更なる支援を充実すること。
- (3) 放課後児童クラブの施設整備に対する「子ども・子育て支援施設整備交付金」の基準額を実際の整備費用に見合った額へ拡大すること。
- (4) 支援員の配置に必要な経費の補助単価を引き上げ、支援員等の処遇改善を推進すること。
- (5) 県は現在、小学校就学前までとしている乳幼児医療費助成制度の対象期間を 18 歳年度末まで拡大すること。
- (6) 就学前教育・保育施設整備交付金については、民間事業者の計画・要望に対応できるよう必要な予算額を確保するとともに、対象事業を拡充すること。
- (7) 地域こどもの生活支援強化事業の充実と継続を図ること。
- (8) 県は、地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置を活用し、「こども家庭センター」に配置する統括支援員等の専門性を有する人材の派遣を支援すること。
- (9) こども誰でも通園制度の補助単価の引き上げ及びキャンセル時の費用負担の見直しを図ること。

また、県はこども誰でも通園制度が、地域性に沿った制度として実施できるように、必要な助言を行うこと。

2 小中学校における学校給食の無償化推進

国の公教育で国民が等しく教育を受ける義務教育課程では、生まれた地域にあって教育負担及び教育格差をなくすことが重要である。

しかしながら、小中学校における学校給食は自治体の財政状況により差が生まれやすく、学校給食制度の本来の理念、目的から乖離してしまうことが危惧される。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国は、小学校の学校給食費の無償化を実施するに当たっては具体的方策を早期に示すこと。

また、費用負担については全額国費で措置すること。

- (2) 国は、中学校の学校給食無償化についても、その実現に向けた明確な方針を示すこと。
- (3) 県は、学校給食無償化後においても更なる自治体間競争とならないよう状況を確認するとともに、地場産品の活用など、給食の質の維持・向上に向けた取り組みへの支援をすること。

V 福祉・医療関係

1 医療保険制度の安定的運営

国民健康保険は他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかななくてはならない。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国民皆保険制度を堅持するため、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を一本化すること。
- (2) 持続可能な国民健康保険制度に向けた財政支援措置の更なる充実強化を図ること。

また、高度医療にかかる保険者負担の軽減制度の実現と医療費抑制に向けた健康推進事業に対する財政支援を強化するとともに、健康診断受診率向上のための技術的・財政的支援を行うこと。

- (3) 町村が独自に実施している重度心身障害者やひとり親等、子ども以外を対象とする医療費助成制度への国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置についても早急に全廃すること。
- (4) 資格確認書の職権交付期間は当分の間とされているが、当分の間はいつまでなのか明確にすること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの

地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。

そのような中、町村においては、2040年にかけて高齢人口と生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 介護保険料の賦課・徴収、認定、保険給付等の業務をより広域化し、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。
- (2) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員など専門職の人員要件及び委託要件を緩和すること。
- (3) 地域包括支援センターに配属するための市町村職員については、主任介護支援専門員の資格を短期間で取得できるよう要件を緩和すること。
- (4) 要介護・要支援認定について、介護認定審査会の簡素化を含め、業務効率化を進めるための制度の見直しを行うこと。
- (5) 介護人材の確保・定着を図るため、介護職員を目指す学生への支援や居住にかかる支援について一層の拡充を行うこと。

3 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業費補助金について、実態に応じた基準額とすること。
- (2) 圏域ごとに強度行動障がい者（児）が利用できる通所・入所施設ができるよう各事業者に対し補助金等の支援を行い、設置を進めること。
- (3) 特別盲養護老人ホームの整備拡充を図ること。
- (4) 措置対象でない視覚障害のある高齢者が、盲養護老人ホームの空床がある場合に入

所できるよう要件を緩和するとともに、低額な費用負担で利用できるよう補助制度を創設すること。

4 福祉サービスの行政区間格差の是正

障害者や高齢者を対象とするような施設サービスについて、民間事業者の参入が期待できない場合に、公設公営により全ての施設サービスを満たすことは小規模自治体には不可能である。

このことは住んでいる地域によって利用できるサービスに大きな格差を生むことになり、行政区で不均一・不公平を生じているといえる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資源の乏しい地域の町村が障害福祉サービス事業所を継続的に提供するための補助や、老朽化した施設の改修・整備に関する支援をすること。
- (2) 地域の健康増進の拠点となる保健センターを医療・介護・福祉等、関係機関が連携した複合施設として整備する新たな補助制度を創設すること。

5 感染症対策及び予防医療の推進

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策には今後も万全の体制を講じることが必要である。

また、他の疾病等についても、住民の健康増進のため一層の予防対策が重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 新型コロナウイルスのワクチン接種については、住民の自己負担額が過大とならないよう、十分な財政措置を講じること。
- (2) 予防接種法に基づく定期接種の費用は、地方交付税措置ではなく、費用相当分の補助金とすること。
- (3) 認知症の早期発見・治療のため、軽度認知障害（MCI）の検査費用に係る補助制度を創設すること。
- (4) 社会的参加を促し認知症予防を促進するため、難聴高齢者への補聴器購入に関する補助制度を創設すること。

6 措置制度に対する支援等

養護老人ホームにおいて措置制度による運営が行われているが、近年の物価高騰の影響もあり、施設の経営が困難になっている。

さらに、今後高齢者人口が増加することにより、措置対象者も増加するとともに、高齢化する入所者の多様なニーズに対応する必要があるが、職員の不足や低賃金などの問題から適切なサービス提供が困難になる可能性がある。

このような状況を踏まえ、今後適切な対応ができるよう、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 措置施設の運営母体に対する運営・経営状況などの確認体制の構築と職員の離職率を低下させる施策を進めること。
- (2) 近年の物価高騰を踏まえて、支弁額と利用料の抜本的な見直しをすること。
- (3) 社会福祉法人以外が運営する養護老人ホームの大規模修繕に対しても財政支援を行うこと。

7 民生委員・児童委員制度の見直し

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、社会情勢が変化する中、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐にわたる案件が増加し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員活動の負担が大きくなる一方で、その確保が難しくなっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 民生委員・児童委員制度を持続可能なものとするための制度の見直し、専門職等による支援を充実すること。
- (2) 民生委員・児童委員の人材確保につながる対策と活動内容に見合う活動費用を支給すること。

8 ひきこもり地域支援センターの拡充

ひきこもりが長期化し、子どもが40代、50代と中高年になる一方、その親も高齢化して働けなくなり、あるいは亡くなったり、介護が必要になったりしたときに、残された子どもが生活に困窮したり、社会から孤立したりする事例が増えている。

ひきこもりの原因は様々で、不登校からひきこもりになる場合や離職後再就職できずそのままひきこもりになる場合などがあるが、これらは高齢者でもなく、精神手帳や療育手帳の所持者でもないため、支援の手がなく、社会から孤立している家庭も少くない。

ひきこもりの脱却には、時間と段階が必要である。長年、ひきこもりだった方が社会に出てすぐに働くことは不可能であり、まず、外に出る機会を増やし、定期的に通うことから始める必要がある。

よって、県は各圏域毎に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、同じ境遇の仲間とともに進める環境整備をするよう要望する。

VI 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 特別支援教育支援員に係る経費は、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じて適切に人的及び財政的措置をすること。
- (2) 特別支援学級設置校の拡充に向けて、特別支援学級・通級指導教室の設置に関わる要件を緩和すること。

また、教職員及び専門人材の増員と専門性の向上を図ること。

- (3) 県は ALT の増員をするために必要な経費を財政支援すること。
- (4) 正規教職員数の確保と指導力の向上をはかり、定数加配の充足、教頭複数配置の拡大及び事務の共同実施を行う学校への加配のための財政支援をすること。
- (5) 複式学級解消のため、教員定数を規定している標準法を改正すること。
- (6) 養護教諭の複数配置の基準を引き下げること。
- (7) 部活動の地域移行に伴い、指導者の資格取得制限等で所属する中学生が不利益を受けることがないよう、各連盟・協会等に調整・指導助言を行うこと。
- (8) 小学校の 30 人学級の導入を実現すること。

- (9) 校務支援システムの更新及び維持管理費用に係る財政措置を行うこと。
- (10) 交付税措置となっている ICT 支援員の配置に係る経費について、直接的な補助事業を創設すること。
- (11) 学校と医療・福祉等関係機関との連携強化のためのコーディネーターの配置を支援すること。
- また、学校施設のバリアフリー化に対する財政支援を拡充すること。
- (12) 多くの住民が利用する文化施設の大規模改修とスポーツ振興の拠点である体育施設の修繕に対し財政支援をすること。
- また、地域住民の交流、相談、啓発活動の拠点となっている同和集会所の維持・運営のための財政支援をすること。
- (13) 文化財の保存・修繕にかかる費用、展示施設の更新及び文化財を紹介する企画展実施に対する財政支援をすること。
- (14) だれもが利用しやすい図書館づくりのため、施設のバリアフリー化や大活字本、多言語対応のための蔵書の充実にかかる財政支援をすること。

VII 交通・通信の整備、情報化関係

1 デジタル化施策の推進

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については上限額が必要額に達していない町村に対し、適切な措置を講じること。
- また、特定移行支援システムとして認定を受け、令和 8 年度以降にシステム移行を行う場合においても、同様の措置を講じること。
- (2) すべての地域がデジタル化に取り残されることなく、すべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル

技術を活用した事業の実施に要する経費は、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

- (3) マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務を簡素化するとともに、マイナンバーカードの更新手続に加え、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加に対応する必要があることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。

また、マイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

- (4) マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担に対し、万全な地方財政措置を講じること。

- (5) マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

- (6) 公金収納に係る eTAX の活用に伴って発生する負担金、システム改修費及び収納に係る経費に対し、十分な支援を行うこと。

- (7) 町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

- (8) LGWAN 利用・マイナンバー・三層分離など国主導事業の財政支援を充実するとともに、国が求める自治体内情報システムの維持に必要な経費は、ソフト・ハードとも国が負担すること。

- (9) 住民生活・産業振興含め多様な分野における 5G の全国展開と光ファイバ網の整備を促進すること。

- (10) 光ファイバ網の情報基盤整備は、情報孤立化を防ぐループ化等を含め一定の水準までは国・県の責任において進めること。

- (11) 地方における居住地外の国道等の携帯電話不感地帯の解消のため、携帯基地局を整備促進すること。

- (12) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知すること。

また、事前の準備も含めた必要な経費については、全て国が負担すること。

(13)町村に対する調査・照会業務について、積極的に WEB フォーム等の利用を推進するとともに、設問等の簡略化や廃止を含めた見直しを進めること。

2 マイナンバーカードの利活用機会の拡充

マイナンバーカード所有者は、コンビニ等で各種証明書を取得でき、住民の利便性、カードの普及率向上には一役を担っている。

各種証明書のコンビニ交付サービスは、全国でも約半数の自治体が導入しているが、そのランニングコストは非常に高額でどの自治体においても財政的負担が大きい。

導入経費は特別交付金で措置されるが、その後の経常経費は一部交付税措置されとしても、手数料収入、人口減少の傾向からみて、費用対効果に乏しい上、戸籍情報システムの構築により戸籍の届出や公的機関の手続きに戸籍の添付が不要となること等から利用の減少が予想される。

マイナンバーカードを所有することで各種手続が可能になれば、各自が持つ意識も高まるので、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築することが極めて重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 各省庁が連携してマイナンバーカードの利便性を向上させるため利活用策を検討すること。
- (2) 証明書の郵便局・コンビニなどにおける自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

併せて、J-LIS 運営負担金を引き下げること。

VIII 道路整備関係

1 道路網の整備推進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。

また、災害時の住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は認識されているところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフ地震に対応していくためにも、道路整備は緊急かつ計画的に進めることが必

要である。

このほか、高度成長期以降集中的に整備された道路施設は老朽化対策が必要となるが、地方においては、メンテナンスサイクルの予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道路の複数路線化を推進すること。
- (2) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (3) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）の整備に積極的な支援をすること。
- (4) 豪雪時における除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保並びに雪寒地帯の除雪に関する財政需要に配慮した交付税措置を行うこと。

Ⅷ 治水・砂防・治山関係

1 災害から守るための河川整備の推進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

河川整備は地域住民の生活、生命財産を守り安心して生活することができる地域社会の形成に繋がる正に地域創生の要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。
- (3) 市町村が内水対策として計画排水量を確保するために行う計画策定及び浸水危険地域への排水機設置に対する支援及び技術指導等を行うこと。
- (4) 河川の洪水流下能力を高めるための浚渫や樹木の伐開、堤防の嵩上げ・拡幅、護岸整備等を推進すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) ダム本体工事の早期完成に向けて強力に事業を推進すること。
- (2) ダム建設工事に伴う付け替え道路等の整備を早期完成すべく、事業を推進すること。
- (3) 事業の推進にあたっては、地域住民の生活に配慮すること。
- (4) 新丸山ダムを活かした観光振興及び地域振興助成制度を創設すること。

3 砂防事業の推進

本県は県土の約8割を山地が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防事業は、土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、最優先に推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 土砂災害防止対策推進のための財源を確保すること。
- (2) 砂防関係事業を推進すること。
- (3) 老朽化により機能の低下した既存砂防施設の長寿命化のための整備推進を図ること。

4 治山事業の推進

異常気象によるゲリラ豪雨の頻発など、災害発生の増加が懸念される中、新たに治山対策を必要とする箇所も増える傾向にある。

こうした状況に対して、これまでも森林の公益的機能の維持・増進や国土保全対策として治山事業が実施されているが、更なる対策が必要である。

よって、県は引き続き荒廃山地の早期復旧、防災・減災対策と併せ、既存治山施設の長寿命化を推進するための予算を確保するよう特段の措置を講じるとともに、国に対し

て強く働きかけることを要望する。

X 生活環境施設関係

1 水道施設の整備促進

水道施設は、安全で安心な水を提供するとともに消防水利としての役割も担い住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道事業の上水道事業への統合を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 耐震化事業や老朽管更新事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率を一律2分の1以上に拡充するとともに、県においても新たな補助制度を創設すること。

(2) 震災対策の充実・強化を図るため、浄水装置、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 広域的な水道事業者等との連携等の推進と、必要となる技術的及び財政的な援助をすること。

2 県営水道における受水費の見直し

中濃地域の2市4町及び東濃5市は、県営水道から安定した水道水の供給を受けているが、今後、水需要の減少、施設・設備の老朽化に伴う有収率の低下に加え、施設の更新や耐震化等に多額の費用が見込まれることから、市町の水道事業の経営は更に厳しくなる見込みとなっている。

地域の活性化やまちづくりのためには、生活基盤インフラの整備は重要な条件となるため、水道事業の安定的経営は不可欠である。

よって、県は優良財源の確保とともに合理的な施設整備の見直しなどにより受水費の値下げをするよう要望する。

3 合併処理浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併処理浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併処理浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽設置及び更新に対する補助額を引き上げること。
- (2) 集合処理型の高度処理型合併浄化槽設置及び単独処理浄化槽撤去補助、宅内配管工事補助を継続すること。

4 下水道施設の整備促進

地方部の町村においては、下水道普及率の向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。また、施設老朽化に伴う更新や耐震対策などの改築も必要である。

よって、県は下水道の未普及対策への重点的な国庫補助を令和8年度以降も継続するとともに、下水道施設の更新改築に係る国庫補助を継続し、必要な予算額を確保するとともに、補助率の引き上げ及び要件を緩和するよう国に対し強く働きかけることを要望する。

5 ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等

我が国では、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

よって、県は、第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関す

る取組を総合的に推進するとともに、町村の取組を支援するよう国に対し強く働きかけることを要望する。

Ⅸ 治水・砂防・治山関係

1 農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にある。

食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持のためにも、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるべきである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 農業施設の老朽化が進む中、安定した農業の確立と活力ある農村の持続的維持・発展を図るため、県営中山間地域総合整備事業の新規採択を推進すること。
- (2) 持続可能な農業・農村づくりを推進するため、農業農村整備事業の予算を安定的に確保し、県単独農業農村整備事業の充実を図ること。

また、ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業の予算を継続確保すること。

- (3) 多面的機能支払交付金制度を促進し、必要な予算額を確保すること。
- (4) 将来の農地維持のために新たな担い手の育成・確保について補助事業等を拡充すること。
- (5) 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等の管理・指導事務のデジタル化推進について、国・県の指導及び予算の拡充をすること。
- (6) 価格高騰が続く農業機械等の導入支援に関し、補助率の引き上げ及び十分な予算額を確保すること。

併せて、小規模経営体でも活用できるよう、経営規模に関する要件を緩和すること。

- (7) ため池の堤体整備にかかる補助事業の要件を緩和するとともに、個人所有のため池も補助対象とすること。

2 野生鳥獣被害防止対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農作物被害は非常に深刻な問題となっており、甚大な被害は、農業経営意欲を欠く要因になっている。

農業者の高齢化により耕作面積が年々減少していくことに合わせ、野生鳥獣の生息区域が人家周辺に迫り、サルやシカ、イノシシといった獣による農作物被害が年々増加している。

これらの対策には、野生鳥獣の絶対数を減少させ、侵入を防ぐ防護柵や繁殖を防ぐための防草シートの設置などを行う必要がある。

野生鳥獣による農作物被害が年々増加する一方、有害鳥獣駆除の従事者については、人口減や高齢化等により年々減少しており、農地集積が進むことにより、集落における農作物被害への関心が薄れることで、新たな従事者を育成することが困難になるなど、人的な面での課題が大きくなっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保し、鳥獣による破損の回復を補助金の対象とする等補助メニューを拡充すること。
- (2) 従事者確保に向けて国や県で捕獲隊を組織するなど、捕獲体制づくりへの広域的な取り組みをすること。

また、近隣自治体による広域捕獲体制整備への財政支援を拡充すること。

- (3) 有害鳥獣の正確な生息数の調査方法の確立など、より効果的な有害鳥獣被害防止対策を構築すること。

X II 森林・林業振興対策関係

1 森林整備の推進

木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 「森林・林業基本計画」で示された森林資源の適正な管理・利用、「新しい林業」に

向けた取り組みの展開、新たな山村価値の創造、木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(2) 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の財源確保及び制度を拡充すること。

また、国産木材の需要を高める新たな補助事業の創設及び既存補助事業の補助率を引き上げること。

(3) やりがいのある林業として新たな担い手確保に繋げていくため、路網整備の推進と公共林道事業及び県単林業事業の予算を確保すること。

(4) 町村が行う危険木の緊急伐採に対する財政支援を拡充すること。

2 森林環境譲与税の配分のあり方等

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、国が配分のあり方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じて本制度の理解の醸成を積極的に推進するよう県は国に対し強く働きかけることを要望する。

3 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の補助対象の見直し

侵入竹の伐倒については、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業において補助がされているが、竹林は、伐倒後数年間は刈戻しを実施しないと伐倒前の竹林の状態に戻ってしまうため、実施後の管理が重要となっている。しかし、現状は伐倒後の竹を竹林内に集積し放置するほかないため、管理のために竹林内に立ち入る際や刈戻しにおいても障害となっている。

よって、県は竹林の整備においては伐倒した竹の破碎まで補助対象とするよう要望する。

XⅢ エネルギー対策関係

1 再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する財政的支援

災害時に孤立する集落を中山間地に多く抱える岐阜県では、エネルギーの安全保障等の課題から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーインフラの構築が進められている。当事業を通じてエネルギーの削減、地球温暖化対策が図られるとともに、地産地消型エネルギーシステムを構築し、新たな地域産業の創設、地方創生を目指している。

よって、県は今後のエネルギー対策として、再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する補助事業の拡充など財政的支援を拡充するよう国に対し強く働きかけることを要望する。

2 環境保全対策の推進

SDGsやパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても2050年カーボンニュートラル及び2030年、2035年、2040年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取り組みが求められている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、意欲ある町村が規模や社会的・自然的条件に関わらず柔軟に活用できるよう交付要件を緩和すること。

また、近年の物価・人件費等の上昇を考慮し、補助率及び上限額を引き上げること。

- (2) ゼロカーボンシティの実現に向けて、事業者の取り組みの活性化を支援すること。

XIV その他

1 地籍調査事業の推進

令和6年度末の地籍調査の進捗率は、国全体では53%となっているが、岐阜県では約18.7%と著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業である。

地籍調査は一つの調査地区の開始から完了までに数年の期間を要し、業務を実施する上で携わる職員の測量・登記に関する知識と調査全般の経験が必要とされている。

近年の社会全般における人手不足に伴い、地籍調査事業の人員確保が困難となっているが、人員体制の不足は事業の進捗の妨げに繋がる。

よって、県は地籍調査事業の積極的な推進を図るため、市町村計画に基づく要望額に見合った予算配分をするよう国に対して強く働きかけることを要望する。

2 空き家対策に係る補助の拡充及び規制緩和

空き家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空き家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 空家対策支援補助金の補助率引き上げ及び予算総額を確保すること。
- (2) 市街化調整区域指定後に区域内で適法に建築した住宅の空き家は、市街化区域における空き家と性質が異なり、その後の利活用が難しいことから、市街化調整区域で指定後に適法に住宅が建築された土地を、誰もが住宅を建築できるよう規制を緩和すること。

3 土地区画整理事業に関する補助要件の緩和及び県補助制度の創設

土地区画整理事業は土地の有効活用の推進に効果的な事業であるが、現行の補助制度は既成市街地の再整備に主眼をおいており、令和7年度の要項改正により土地価格が上昇しない地域の低未利用土地の利用促進を目指した土地区画整理事業は補助要件に該当しない場合がある。

よって、県は低未利用土地の利用促進を目指した土地区画整理事業に対する補助制度の改正の経過措置終了時期を延長するよう国に対して強く働きかけること。

また、県は新たな土地区画整理事業に対する補助制度を創設すること。

4 外国人観光客のレンタカー利用に対する安全対策の強化

近年、インバウンド戦略に伴い、外国人観光客のレンタカー利用が増加しており、外国人観光客による雪道や凍結路面での事故が多発している。

降雪地域の運転に不慣れな外国人観光客のレンタカー利用は、重大な事故に発展する可能性が高い。

よって、県は事業者に対し、降雪地域での利用が想定されるレンタカーには冬用タイヤの装着及び冬道走行に関する情報提供の義務化を図るよう国に対して強く働きかけることを要望する。

5 地域活性化起業人制度の受入自治体要件の緩和

地域活性化起業人制度を活用できる三大都市圏内市町村の受入自治体要件では、条件

不利地域を有する市町村、人口減少率が高い市町村等とされているが、辺地を有する市町村や将来の推計人口減少率は要件に加味されていない。

よって、県は受入自治体要件に辺地を有する市町村を加える、又は人口減少率の要件に「2005年から2050年までの推計人口減少率が30%以上」を加えるよう国に対して強く働きかけることを要望する。

6 岐阜県旅券センター窓口の継続

旅券申請のオンライン化が進み、令和7年4月より旅券センター窓口の開設時間が短縮されたが、更なる旅券センターの窓口時間の短縮は、人材不足の中、旅券事務により町村の業務がひっ迫することにつながり、受け入れがたいことである。

よって、県は今後も休日を含む旅券センターの窓口開設を継続するよう要望する。